

令和8年7月13日

乗合バス事業者に対して行政処分を実施しました 【事業用自動車の使用停止90日車】

山口運輸支局は、山口県の乗合バス事業者である防長交通株式会社の周南営業所に対し、令和7年1月31日に山口県下松市古川町において運転者が意識を喪失し歩道等に乗り上げて縁石や信号機等に接触し、乗客6名に軽傷を負わせる事故を惹起したことを端緒として、令和7年2月12日及び同年3月25日に監査を実施しました。

監査の結果、道路運送法等関係法令に違反する事実が確認されたため、中国運輸局は道路運送法第40条の規定に基づき、当該事業者に対し、周南営業所の事業用自動車（バス）3両の使用停止を命じました。

当局では、輸送の安全を確保するために、引き続き運送事業者を指導監督し、法令遵守の徹底に努めます。

【行政処分の内容】

- 行政処分年月日：令和8年6月23日
- 事業者名：防長交通株式会社（代表取締役 東田 成民）
住所：山口県周南市松保町7番9号
処分対象営業所：周南営業所
（山口県下松市南花岡5丁目9番1号）
- 行政処分の内容：
（1）周南営業所の事業用自動車の使用停止 90日車（3両×30日）
（令和8年7月13日から令和8年8月11日まで）
- 違反の内容：別紙のとおり
- 違反点数付与状況：9点（累積点数：9点）

【問合せ先】

中国運輸局 自動車運送事業安全監理室

山口運輸支局 自動車運送事業監査室

担当：田中^{タナカ}、富川^{トミカワ}

担当：松村^{マツムラ}、大林^{オオバヤシ}

TEL：082-228-3460

TEL：083-922-5336

- (1) 疾病のある乗務員等を運行の業務に従事させていた。
道路運送法第27条第3項
旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
- (2) 業務の記録の記録事項に不備があった。
道路運送法第27条第3項
旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項
- (3) 運行基準図の記載事項に不備があった。
道路運送法第27条第3項
旅客自動車運送事業運輸規則第27条第1項
- (4) 運転者に対し運行基準図による適切な指導が行われていなかった。
道路運送法第27条第3項
旅客自動車運送事業運輸規則第27条第1項
- (5) 乗務員等台帳の記載事項等に不備があった。
道路運送法第27条第3項
旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項